

図書館協議会答申 原案

1. はじめに

豊中市の図書館は昭和 20 年(1945 年)3 月の開設以来、身近な生涯学習施設として市民に親しまれ、活発な活動を展開している。一方、減速経済のもと地方の財政事情が悪化する中で、当市は平成 10 年(1998 年)に「豊中市行財政改革大綱」、平成 16 年(2004 年)には「豊中市行財政再建指針」を策定し、全庁的に取り組みを進めてきた。

平成 16 年度(2004 年度)当図書館協議会は、時代のニーズにあったサービスの展開と効率的・効果的な図書館運営を一層推進するため、「これからの豊中市立図書館の運営のあり方」について、岡町図書館長から諮問を受け、意見をとりまとめ提言を行った。それから年数が経っていることから、平成 24 年 11 月岡町図書館長から、今後の図書館運営の充実に資するため、豊中市立図書館における指定管理者制度(部分委託のあり方も含む)の導入について、この間の制度と社会状況の変動に照らして検討を行うよう諮問を受けた。三つの観点すなわち、図書館経営に関わるコスト、職員によるサービスパフォーマンス、地域に立脚した社会教育機関としての役割、の観点から検討を行うというものである。

当市および市立図書館としての考え方については、今期図書館協議会と同時期に作業が進められ平成 24 年度末に当市がまとめた『「新・豊中市行財政改革大綱」取組み総括』『特定事業の見直しについて』の中で、平成 32 年度を目指した図書館事業の見直しが示された。ここには、『「新・豊中市行財政改革大綱」取組み総括』から、図書館事業の項目を転記する。ここでは、項目ごとにアルファベット記号を付与した。

- A 本市図書館事業の独自性として、①子ども達が生涯を通して学び続ける基礎づくりのための公共図書館と学校図書館の連携(公共図書館の資源を活用した学校図書館の機能強化)②地域の課題解決に向け、情報提供および市民との協働や関係部局などと連携した支援③知識・情報の地域における発信および共有ならびに地域への還元の間づくりをとおして、全国のモデルとなる「学びのまちづくり」を実現する。
- B 自動貸出・開館日数および開館時間の延長・返却ポイントの拡充など利用サービスの向上の実現
- C 本市図書館の独自性とサービス向上により、図書館を積極的に活用する登録市民 60%の達成(現行 40%)
- D 平成 32 年度までに市民 1 人あたり 2,000 円を下回るコストとする。(現行 2,631 円・中核市平均 1,667 円)
- E あるべきサービス水準・コストを実現する手法として、ICT を活用したカウンター業務の効率化を平成 25 年度より導入するとともに、本市独自の考え方にもとづき外部活力の導入(指定管理者制度による館の管理運営・各種業務の外部委託化・市民との協働)を検討、平成 25 年度に方向性決定
- F 特色ある図書館づくりや地域の知の拠点としての施設のありようなどをふまえた今後の戦略的な施設配置について、館数の見直しをはじめ複合化・多機能化なども視野に入れ、平成 25 年度に具体的な配置計画を策定

図書館協議会では、平成 16 年度の図書館協議会で指摘された論点と、この 10 年間にお

ける制度と社会の変動、メリットとデメリットを整理し、**A**から**F**の見直し項目について検討を行った。

メリットについては、「管理経費縮減に効果がある可能性」「分館・分室を作る時、地域のNPO団体に任せることには可能性がある」「新規施設導入時にはコストダウンの可能性」などの平成16年度図書館協議会の指摘に加え、「民間のノウハウ活用の可能性」「競争原理の導入の可能性」「機動的な行動ができる可能性」など、雑誌論文から論点を確認した。

同様にデメリットについては、「逆にコストアップになる危険性」「少数者へのサービス（障害者サービスなどを含む）などへの影響」「長期に各課との連携が必要な事業（たとえば子ども読書活動推進計画など）への影響」「既存施設での導入は過渡期にダブルコストになること」「地域特性、市域課題に対応した図書館政策実施への影響」「図書館ネットワークにのっとった業務への影響」などの図書館協議会の指摘に加え、「自治体から業務ノウハウが消失する危険性」「サービスの質的低下（サービス向上のためのインセンティブの欠如）の危険性」「新規参入する企業・NPO側の運営能力の証明が困難であること」「特定企業・NPOへの依存が永続化する危険性」「行政との意思疎通、連携・協力が困難であること」「司書の低賃金労働者化が進むこと」などの論点を確認した。さらに、今協議会で述べられた指摘事項については、項目7で記述する。

Dで示されたコスト削減の方向性については、中核市の自治体を比較して当市の図書館事業経費が平均よりも高いことから、図書館長からコスト削減の方策について説明を受けた。ICタグ（平成24年度から準備作業開始）による貸出返却作業の一部自動化や、市南部の施設見直し再配置に伴いコスト削減を目指すこと、各図書館で行う管理業務を集中化しコスト削減を行うこと、多様な雇用形態の活用を引き続いて進めることなどを組み合わせて、人件費の削減を目指すとの説明であった。

市民の税金を使う事業は、絶えずコスト意識を持って取組まねばならないことは明白であり、当図書館協議会としても、図書館業務の分析をいっそう進め、コスト削減につながる改善策を、図書館に求めるものである。さらに外部化できる作業はもう残っていないか、それらの外部化で利便性の側面と司書業務にどのような影響を及ぼすのか、具体的に検証して、提案されることを求める。

Aに掲げられた本市図書館事業の独自性については、これからも市民のライフステージの各段階の学びを支えるために、学校図書館との連携支援、地域課題解決に向けた関係部局との連携など、これまでの豊中市立図書館の取組みを今後一層充実させていくことが望まれる。とくに、豊中市立図書館で行われている多くの「地域・市民との協働事業」は、「協働」という言葉が使われるようになる以前から、市民が図書館事業のあるべき姿を共に模索して形づくられてきている。子ども読書活動推進における「豊中子ども文庫連絡会」や、障害者サービスにおける「豊中点訳会」や「大阪声のグループ」との協働は、長年続けてきた事業例である。その後、「しょうないREK」、地域教育協議会（すこやかネット）や千里コラボの取組み、「北摂アーカイブス」など、多くの協働事業が生まれており、「本

市図書館事業の独自性」と言われる由縁である。

一方で、『「新・豊中市行財政改革大綱」取組み総括』が述べるような、**A**－①②③をとおして、「全国モデルとなる『学びのまちづくり』を実現する」とことと、**D**の「市民一人当たりのコストの削減」という二つのベクトルの両立は、大変難しい課題である。（再掲：**A**－①子ども達が生涯を通して学び続ける基礎づくりのための公共図書館と学校図書館の連携（公共図書館の資源を活用した学校図書館の機能強化）②地域の課題解決に向け、情報提供および市民との協働や関係部局などと連携した支援 ③知識・情報の地域における発信および共有ならびに地域への還元のため）これから豊中市が、図書館事業を通じて「全国モデルとなる『学びのまちづくり』を実現する」ことを目指すには、かけるべき経費がまだ不足しているとの指摘が今協議会であった。このことは、豊中市立図書館のサービスパフォーマンスの指標から読み取れることである。

図書館協議会としては、指定管理者制度の導入をするか否かに係る判断は、豊中市がその責任において行うものであることから、豊中市がどのような判断をする場合にも、留意しなければならない事項について指摘しておくこととする。

2. 公共図書館の役割

「ユネスコ公共図書館宣言」の冒頭では、公共図書館の役割について、次のように表現されている。

『社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。そのことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によってはじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接しえることにかかっている。地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のため基本的条件を提供する』。

この役割は不変であり、豊中市立図書館の使命と理念、基本目標として掲げられている。

3. 地域ニーズの反映—本市図書館事業の独自性について **A**

3-1. 学校図書館との支援と連携 **A**－①について

当市においては、20年来の公共図書館から学校図書館への資料情報提供・レファレンス等を通じた支援の取組みを元に、「とよなかブックプラネット」事業が実施されており、当市の図書館事業の特徴となっている。「とよなかブックプラネット」事業では、「ひと」「もの」「情報」の三つの観点から、学校図書館の「読書センター機能」、「学習情報センター機能」、「教員支援機能」の充実が図られ、現時点では学校図書館活用の環境醸成が整いつつある。公共図書館では、市内の小中学校59校を各館のサービスエリアに合わせて担当しており、各学校と各館の地域的つながりも深まっている。これからも、学校図書館の活用を支援し、よりよい豊中の学校教育の創造に公共図書館の資料・職員とそのノウハウを活

かしていくことを通じて、子ども達が生涯を通して学び続ける基礎づくりに取り組んでほしい。

3-2. 地域の課題解決への取組み (A-②について)

豊中市立図書館では、レファレンス事例を蓄積し、WEB上で一般に公開している。さらに約 25 年前から豊中地域に関する新聞記事を取り込み、「豊中市新聞記事見出し検索」データベースとして公開しているほか、「暮らしの課題解決」支援サービスとして、関係部局などと連携した事業を行っている。

また「協働」という言葉が広く使われ始める前から行われている、多くの協働事業がある。子どもの読書環境を整えるため、「豊中子ども文庫連絡会」との協働が「豊中市子ども読書活動推進計画」とその事業につながっていること。「豊中点訳会」や「大阪声のグループ」との協働によって成立している障害者サービス。協働事業市民提案制度から生まれ、地域活性化を目指す「しょうないREK」と、千里コラボを拠点とする市民運営会議による事業や地域教育協議会（すこやかネット）などには、図書館も地域の一員として取り組んでいる。

市民の自発的な働きかけが出発点にあり、それを行政が支援し共に考え働く形で、豊中の協働事業は進められてきた。参画と協働のまちづくりを進める自治体の公共図書館として、市民一人ひとりの学びを支援し、市民の学びのプロセスを知ること、図書館職員である司書は成長し、図書館サービスの向上につなげようと努力する。そのような相互関係を通じて信頼関係が作られ、地域全体の学びが確かなものとなっていくことが、「協働」が成り立つ根本であろう。スピード感を持ち、的確に地域のニーズを図書館事業の展開に結びつける司書のあり方が、今後ますます必要になる。そういうスタッフをどのように育成し、確保していくかが大変重要な課題である。

3-3. 地域への還元の間づくり (A-③について)

地域への還元の間づくりとしては、例えば北摂の歴史を市民の提供写真で紹介する「北摂アーカイブス事業」の例がある。昔の写真を見た市民が学びを深め、地域の記憶を記録にして次世代にバトンタッチし、あらゆる世代が町の魅力を再発見できる事業となり、書籍や雑誌でとりあげられるなど、公共図書館におけるデジタルアーカイブの先進事例の一つとされている。

今後、市民が学びの成果を発表し、それを地域に還元していく場を増やしていくことが必要である。地域のニーズに向き合う司書を仮に地域連携司書と呼ぶならば、地域自治システムの地域担当職員や、「ブックスタート事業」や「暮らしの課題解決支援サービス」でつながりの出来た保健師や看護師、さらにはケースワーカーや教員など、地域課題と向き合う様々な人々とつながって、地域ニーズに根差した取組みを進めてほしい。

4. サービス水準の向上について (B C)

公共図書館は、市民自治を支える教育・文化・情報・社会参加の機関として、社会情勢の変化や新しい情報技術の展開を包含し、市民のライフステージの各段階における学習を支える使命がある。

豊中市民は、時代・社会構造・情報環境の変化を反映した図書館サービスの向上を求めており、運営形態を問わず、豊中市は市立図書館のサービス水準の向上を目指し、努力を続けなければならない。

4-1. 利便性の向上 (B C)

豊中市立図書館は、登録者による利用は盛んであるが、まだサービスを利用する市民の拡がり不十分である。開館日数や開館時間の延長・返却ポイントの拡充など、図書館サービスにおける利便性の向上に、さらに取組む必要がある。高齢者にとっては開館時間を早めることが、勤労世代にとっては帰宅途中に容易に利用できる環境の整備が求められている。

登録市民の60パーセント達成は大変高い目標設定であるが、本市図書館の独自性と利便性の向上を通じて、現在は最も登録率の低い世代である20代、30代および60歳代をターゲットとした事業展開に取組み、幅広い市民の利用を実現してほしい。そのためには、子育て、就労支援、資格取得、年金や保険、介護など変革しつつある社会保障制度に関する情報収集をはじめとする、その世代が抱えている課題をリサーチし、その資料情報支援と、利用しやすい開館時間の設定に取り組む必要がある。現在最も遅くまで開館している館で、平日午後8時までとなっているが、今後より一層柔軟なシフト勤務体制にすることも検討する必要がある。

図書館システムの更新で、貸出返却作業の一部自動化が実施されることと併せて、市民の利用実態やニーズに応えるサービス体制の実現を望む。

4-2. ICTの活用 (E)

ICTの活用のうちICタグ貼付については、平成24年度に開始したということで、今後貸出・返却作業の一部自動化によって、人件費の削減にどのようにつなげるのか、効果性の検証を行いながら進める必要がある。平成25年度後半に予定されている図書館システムの更新時には、電子書籍サービスやSNSによる情報発信、無線LAN環境整備について、検討すべきである。これらのICTの活用については、市民の出会いや交流を盛んにし、コミュニケーションを豊かにする方策と併せて考えることが重要である。ICTの活用を進めるうえでは、情報弱者への支援の視点を大事にし、人のぬくもりが図書館から失われることのないよう、利用者が司書に資料探しなどの相談をしやすいようにしなければならない。具体的には、図書館のフロアに出て書架のそばで利用者に声をかけるなどの工夫を、一層強化しなければならない。

5. ネットワーク

図書館のサービスは、自治体内の図書館、近隣自治体の図書館、種類の違う図書館、都

道府県域内の図書館、日本国中、さらには国際社会まで広がるような、ネットワークを前提にしたものである。世の中に存在するあらゆる資料や知識や情報へのアクセスを、一つ一つの図書館が窓口になって応えていこうとするのが図書館であり、対価を請求しない仕組みがあるからこそ、ネットワークを駆使した資料と情報の探索および提供を追求できるのである。豊中市立図書館も、誰もが必要な情報を得られる情報拠点を目指し、図書館サービスを行ってきたはずであり、今後も図書館ネットワークの中で果たすべき役割と、情報拠点としての役割を、貫徹しなければならない。

ニーズに向き合い地域課題の解決に取り組むために、図書館は様々な機関と連携し、時に応じて一つの館で、あるいは豊中市立図書館全館の力を合わせて、サービスを行っている。図書館資料の受け入れから保存および、高度なレファレンスなどへの対応では、集中型の管理を行い、ニーズへの対応窓口は、館の大小に関係なく各館が行っている。豊中市内4ブロックの地域館と分館が、各エリアのニーズに対応しながら、ブロック内ではお互いに補い合い、さらにそれらがつながって、豊中市全域の図書館サービスネットワークが成立している。これは、一つの運営方針のもとで、各館が部分の役割と全体の中での役割を持ち、相互補完することで成り立っている。一部分を切り離すことは、最も市民にとって身近な市内の図書館ネットワークに及ぼす影響が避けられない。

6. 地域・市民との協働 (A E)

市民の参画と協働のまちづくりを進める本市において、本市図書館事業の独自性を発展・充実することで、「全国のモデルとなる『学びのまちづくり』を実現する」ことを目指すためには、今以上に地域・市民との協働事業を展開する必要がある。

協働事業には、意思形成過程における協働と、事業過程における協働の二種類があるが、当図書館協議会もまた、意思形成過程における協働の取り組みである。事業協働では、企画段階から意見交換を積み上げてつくる事業、地域の事業に図書館が一員として参加する事業、職員が講師として出かける事業などが行われている。

今回図書館協議会資料として、「豊中市立図書館 連携と協働ネットワーク図」が示されたが、特に図書館に関心を持っていなくても、間接的に図書館を利用している市民も大勢いることだろう。図書館職員は現状のネットワークで良しとせず、それぞれから発信される情報や拡がりを、もっと活用することで、地域や市民のコミュニケーションの形成に、より一層役割を果たすことができるのではないだろうか。

今後はさらに、市民や地域のNPOなどが自ら展開していることに、行政としての図書館が関わって支援する事業など、バリエーションを広げるべきである。

このことは、運営形態の如何を問わず、取組まれなければならないことである。

7. 指定管理者制度の導入について (E)

指定管理者制度が図書館事業にも適応されることになって、約10年の月日が流れた。当

図書館協議会では改めて、この制度と運用について振り返った。この間の一番大きな変化は、公の施設への指定管理者制度の導入を当初推進した国、総務省が方針を修正したことである。平成 22 年 12 月には、制度の適切な運用について、自治行政局長による通達が発せられた。この制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる」ものであり、「単なる価格競争による入札とは異なるものである」とあるとおり、コストカットの手段として使うべき制度ではない。

当時の総務大臣自身が、記者会見でこの通知について以下のように語っている。

「年末に出しました通知はですね、いわば指定管理者制度をめぐる誤解とか、失礼ですけれども、理解不足とかですね、こういうものを解いていこうという趣旨なのです。何かですね、指定管理者制度が導入されてから今日までの自治体のこの制度の利用の状況を見てみますと、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります。もちろんそれは全く否定するものではありませんけれども、指定管理者制度というのは、一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはずなのです。俗にお役所仕事とかですね、そういうものから脱却をして、民間の創意工夫とか、それから経験とか、そういうものを導入することによって、ともすれば画一的で、規則などに縛られて、利用者本位ではないと批判されてきた公の施設の利活用について、新風を吹き込みたいと。行政サービスの質を向上したい、住民の皆さんの満足度を高めたいということなのです。ところが、そっちの方よりも、むしろ、外注することによって、アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかということに力点が置かれてきたような印象を持っております。特に、私などが懸念していますのは、本来、指定管理になじまないような施設についてまで、指定管理の波が押し寄せて、その誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために出したわけですね。まあ、あれを出せばですね、じっくり読んでいただければ、はっと気が付いていただけるのではないかなと思いますけれどもね。これからも、折に触れてですね、私なりの考え方を申し上げてみたいと思うのですが、ただですね、じゃあ、私が申し上げているようなことが法律上書いてあるかということ、必ずしもそうでもないですね。具体的にどういうことかと言うと、私などはいつもよく言うのですけれども、例えば、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私なんかは思うのです。やはり、きちっと行政が直営で、スタッフを配置して運営すべきだと、私なんかは思うのです。私が鳥取県知事のときもそうしてきました。だけど、じゃあ、それが法律にそう書いてあるのかということ、必ずしもそうでもない。何でも出せるような、そういう仕組みになっているものですから、あとは、どう言うのでしょうか、良識とか、常識とかですね、リーガルマインドとかですね、そういう世界に入るのだと思うのですけれども。そういうものを喚起したいと思って出したわけでありまして。従来からの外部化というものを、総務省として随分進めてきました。定員削減とかですね、それから総人件費の削減という意味で、アウトソースというものを進めてきたのです。それがやはり、コストカットを目的として、結果として官製ワーキングブアというものを随分生んでしまっているという、そういうことがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなという、そういう気持ちもあって、お出ししたわけです。あれで、どういう反応が出るかですね。反応が無いか、有るか、有ってほしいと思うのですけれども。しばらく見てですねまた必要がありましたら、次の策も考えてみたいと思っています。自治体はですね、地

元の企業の皆さんに対しては、正規社員を増やしてくださいということをよく働き掛けるのですよ。当然ですよ。やはり正規雇用を増やしてくださいということ働き掛けるのですけれども、当の自治体が、自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつ、アウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量に作ってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろうと、私は思います。そういう問題提起の意味も含めて見直しをしたということです。これは、ですから指定管理者制度についての理解を、本当の理解を深めていただきたいという通知と、それから、もう一つはですね、かねて申し上げておりますけれども、集中改革プランという法的根拠の無い仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね。もともと法的に有効な通知ではありませんから、解除という言葉がいいかどうか分かりませんが、以前進めてきた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスは自ら考えて、これから定数管理などをやっていただきたいと。この二つであります。」この発言に、この制度の運用をめぐる国の考え方の変化が表れている。

図書館へのこの制度の適用事例は、元々多くはない。それでもなお、少しずつ図書館事業への指定管理者制度導入件数が増えている背景には、自治体の厳しい財政状況がある。人口規模の大きな自治体では、複数ある図書館の一部にこの制度を適用し、それまで実施していなかった事業要素を盛り込む例がある。指定管理者制度の導入事例で、付加価値として挙げられる事業例としては、文房具・書籍・グッズの販売、音楽配信サービス導入、カフェコーナーの経営、受託した企業グループのサービスポイント付与などが見られる。また、図書館サービス指標の数値が全国的に見てそれほど上位ではないような自治体では、この制度を活用して、司書比率や市民一人当たり貸出冊数などの、指標数値の向上を図ろうとする例がある。他に、地域の特性を反映し、地域に密着した運営をするために、地元NPOが事業を担う例などもある。しかし、そもそも図書館事業は収益を伴わない事業であるため、利用が増えるほど資源投入が増加し、受託者側の経営条件を圧迫する。このため、事業のインセンティブ形成の困難さや、非正規労働者などのワーキングプアを生む問題などが解決できていない。さらに、現在直営で行っている事業を移行する場合、過渡期において人件費がダブルコストになること、様々な調整問題が発生することを指摘しておきたい。

当図書館協議会としては、指定管理者制度の導入自体を排除するものではないが、導入するか否かについて市が判断する際には、豊中市内の各館が立脚する地域別の公益とは何かを明らかにし、もっと積極的な導入の必然性を明示し、提起されることが必要だと考える。

また、教育機能や研究機能、さらに地域の人々とのネットワークなどの社会的関係資本を伴う図書館のような施設を、指定管理者制度に移す場合には、慎重に考慮しなければ、人的ストックとノウハウのストックをともに消失させてしまう危険性がある。そのことにも留意したうえで、導入するかどうかの判断をすべきである。

さらに、指定管理者制度や委託等についてしばしば指摘される問題としては、全体的な組織として機能することや、他の自治体との連携において問題が生じるということがある。

いくつかの施設を持ち、ネットワークで図書館機能を発揮する、一つの図書館組織の運営としてどうか考えなければならない。

8. 施設配置 (F)

今後の戦略的な施設配置については、市全体の施設の複合化多機能化も視野に入れつつ、老朽化施設の再配置を考えるに際しては、館数の見直しなども考えざるをえないのは明白である。しかしながら、館数の見直しや再配置については、各地域ニーズへの対応や図書館ネットワーク機能を担保できるよう考慮しなければならない。

特色ある図書館づくりや、地域の知の拠点としての施設のありようなどをふまえた、今後の戦略的な施設配置については、次期の図書館協議会での諮問が予定されており、そこで議論を行いたい。

9. おわりに

豊中市が豊中市立図書館の運営のあり方として、指定管理者制度（一部委託を含む）を導入することを選択する場合は、これまで積み上げてきた業務体制や市民からの信頼が果たして維持していけるのかという懸念について、市としての考え方および方策を明確にし、実施および検証をしなければならない。

豊中市立図書館の資料情報提供サービスと活動の現況は、高度成長期に勢いに任せて膨張したものでも、単純反復作業を行うような事業実態でもない。当市には大規模な中央図書館がなく、比較的規模の大きい地域館4館といえども、市の4つの地域ブロックすべてをカバーできるだけの規模を備えてはいない。市全域を地域館・分館・分室・図書室・動く図書館のネットワークでカバーし、それぞれのサービスエリアの地域ニーズへの対応は、館の規模の大小にかかわらず各館が担いつつ、図書館資料・組織については全館で一体とする効果的・効率的運営を行っている。従って、各分館が学校図書館への支援や、それぞれの地域とつながりを持つサービスの担当を担いながら、一方で、図書館資料の運用や複雑なレファレンスについては、市立図書館全館の協力体制で、市域全域を一体とする公平なサービスの実現に努めてきている。一部の館へ指定管理者制度を導入した場合に、これらの仕組みが大きな影響を受けることは避けられない。また、図書館間の協力、あるいは地域内での館間協力、自治体の他の部局との協力など、さまざまなネットワークが、図書館全体あるいは一部の館の運営形態の変更でうまく機能するだろうか。

一方、市が図書館の運営のあり方として、指定管理者制度（一部委託を含む）を導入しないことを選択する場合でも、さらなる利便性の向上と、市民一人あたりの図書館費コストの削減とを、どのように同時に実現するのか、市としての考え方および方策を明確にし、たゆまぬ改善を続けないと、市民からの支持を失うことになる。図書館評価システムの中で実施した市民アンケート・来館者アンケートに表れたニーズを分析し、資料費増額の問題および資料の更新、図書館開館時間の延長、開館日の拡大などの利便性の向上ならびに、

グランドデザインの検討結果から示された、20、30、60代の市民をターゲットとした取組みを進めなければならない。

そしていずれの場合であっても、地域・市民との協働は、いっそう進めなければならない。運営形態を指定管理者制度にしたから、市民との協働ができないとは言えず、また、直営制度であるからと言って、それだけで市民との協働が進んでいるとも言えない。当協議会は、子ども読書活動を代表とした様々な取組みを通して、図書館と地域の関係機関とのネットワークが充実してきたことを評価するとともに、さらに関係が拡がり深まることを求める。

いずれにしても、教育文化都市として、市民との協働を掲げる豊中のインフラとして、豊中市立図書館には、公共図書館と学校図書館の連携と、市民協働と関連部局との連携のもとで進めてきた様々な事業を維持発展させてほしい。市民が生涯にわたり自ら学び発信する環境を整え、市民自らが地域課題解決に向け学びと実践に取り組む豊中の実現のために、図書館職員は行動する司書として「地域と人」、「人と人」、「人と情報」をつないで、市民のニーズとデマンドへ徹底して対応する、魅力あふれる図書館を目指してほしい。